

3D プリンターの減価償却及び耐用年数

CASE 1

税理士 | 長谷川 記央



QUESTION

中小企業者等が特別償却あるいは 税額控除を受ける場合の留意点

当社は、3Dプリンターを販売している代理店です。5万円程度の家庭で使用できるようなものから、3,000万円を超えるような大型のものまで取り扱っています。

さて、購入したお客様から、経理処理についてよく聞かれます。私は経理担当ではあるものの、明確にお答えすることはできません。一定の指標を提示したいと考えておりますので、以下の3点について教えてください。

- 1: 減価償却の方法並びに耐用年数の判定などの留意点
- 2: 中小企業者が取得した場合に、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除」を適用する場合の留意点
- 3: 上記に該当しない場合の「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除」を適用する際の留意点



1 減価償却の方法並びに耐用年数の判定などの留意点

3Dプリンターについては、まず購入価格に着目し、即時償却できるか否かを判定します。

有形減価償却資産とした場合、その耐用年数については、使用の用途によって判断していきます。

(1) まず価格に着目する

現在、3Dプリンターは比較的安価な家庭用のものと工業用のものがあり、その用途によって、価格も異なります。

したがって、まず価格に着目して、即時償却が可能か否かを判断することとなります。

① 取得価額が30万円未満かをチェックする

取得価額が30万円未満の減価償却資産である場合に、青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に該当する場合には、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」（措法67の5）が認められ、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

② 取得価額が10万円以上20万円未満かをチェックする

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（法令133の2）については、減価償却をしないで、その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を損金の額に算入することができます。

③ 少額減価償却資産と一括償却資産の選択の判断

少額減価償却資産には、合計金額に上限があります。また、償却資産税（固定資産税）が生じることとなります。

一括償却資産は、購入した事業年度に全額、損金の額に算入することができません。ただし、償却資産税が生じないこととなります。

このため、全体の課税所得は、少額減価償却資産を選択しても、一括償却資産を選択しても同じため、法人税の税率に変化がない場合には、償却資産税の課税関係から、一括償却資産の方が有利になるといえます。

また、取得価額を早期に損金の額に算入さ

参 考

法令133の2
措法42の6
42の12の3
67の5
措法27の6
27の12の3
耐用年数の適用等
に関する取扱通達
1-4-3